# 日本キリスト教文学会誌規程

## 第1条 目的

1 日本キリスト教文学会(英文名 The Japan Society for Literature and Christianity、以下「学会」という)は、学会の活動成果の発表を目的に『キリスト教文学研究』(英文名 Studies in Literature and Christianity、以下「学会誌」という)を発行する。

## 第2条 編集委員会

- 1 学会誌の企画、原稿依頼・募集および編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、役員の中から選任し、会長が委嘱する。
- 4 編集委員は、編集委員長が会員の中から推薦し、役員会の承認を得るものとする。

#### 第3条 執筆者資格

- 1 執筆の資格を有する者は、次の号に掲げる者とし、執筆は公募および依頼とする。
- (1) 会員
- (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者からの執筆の申し出があった場合には、編集委員会が これを承認することができる。
- 3 会費未納者については、執筆資格を停止することがある。

## 第4条 原稿の要件

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。
- (1) 未発表の原稿であること。
- (2) 完成原稿であること。
- (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。
  - ①研究論文
  - ②報告論文、研究ノート
  - ③書評
  - ④その他、編集委員会が認めたもの

#### 第5条 原稿の採択

1 投稿原稿が学会の主旨および第4条・第6条・第8条に規定する原稿の要件・基準・ 形式に合致しないと認められる場合は、不採用とする。不採用になった原稿の執筆者 は、その結果に異議申し立てをすることはできない。

- 2 投稿原稿は、原則として、編集委員 2 名が査読し、採否を決定する。専門によって は、編集委員以外の専門家に査読を依頼することがある。
- 3 査読者は匿名とする。
- 4 編集委員会の判断により、原稿執筆者に、改善を求めることがある。
- 5 依頼原稿は、編集委員2名が閲読し、改善を求めることがある。
- 6 投稿原稿で掲載になった場合は、印刷費などの費用として1万円(10部買い取り) を負担する。

#### 第6条 審查基準

以下のいずれかに該当する論文であることが審査においては重視される。

- 1 当該領域の研究史および研究状況を踏まえ、その領域で新しい地平を拓く論文であること。
- 2 新しい研究領域、新しい研究方法を切り開く論文であること。
- 3 研究上、有益な資料を発掘し、意味づけている論文であること。
- 4 研究の発展に貢献すると見なすことができる論文であること。

# 第7条 学会誌の発行

- 1 学会誌は、毎年5月に1回発行する。
- 2 投稿論文の締切りは10月末日(必着)とする。

#### 第8条 論文原稿の形式

1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「『キリスト教文学研究』投稿規定」に準拠するものとする。

#### 第9条 校正

1 依頼原稿ならびに採用された原稿の校正は、初校のみとする。

## 第10条 改廃

1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、役員会が行う。

#### 附則

- 1 この規程は、2016 (平成28) 年9月10日から施行する。
- 2 2018(平成 30)年 5 月 13 日改正。